職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年１月16日

新潟県人事委員会

委員長　　鶴　巻　　克　恕

新潟県人事委員会規則第５－62号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第５－18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（選考により採用することができる職） **第 28 条**　次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第３項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。 (1)～(7)　（略） (8) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年条例第 67 号）第９条第１項第１号の規定により任期を定めて採用される者をもつて補充しようとする職 (9) 非常勤職員の職 (10)前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないと認める職	（選考により採用することができる職） **第 28 条**　次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第３項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。 (1)～(7)　（略） (8) 非常勤職員の職 (9) 前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないと認める職

附　則

この規則は、公布の日から施行する。